

報告第9号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	150,843円
相手方	小松島市小松島町在住の男性
事故発生年月日	平成30年1月4日
事故発生場所	小松島市中田町字土持

### 事故の概要

ごみ収集のため、ごみ集積箱へ本市環境衛生センター塵芥処理車両を後退させて近づけたところ、相手方所有の車庫の底に接触し、底の一部と雨樋を破損したものを。

平成30年2月26日 専決第1号

小松島市長 濱田 保徳